

伊佐市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成26年1月20日(月) 午前8時58分から11時45分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (20人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員	12番委員	13番委員
	14番委員	15番委員	16番委員	17番委員
	18番委員	19番委員		

4. 欠席委員 (1人)
欠席者 7番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (15番委員) (16番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第7号「非農地証明願」について

議案第8号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 58分

事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は、7番委員から病氣入院の為欠席届が出されております。
本日の出席人員は20人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
15番委員と16番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知と報告2号農業用生産施設届出につきまして報告をお願いいたします。

事務局 報告1号 「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。資料の1～15ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が41件、農地法第3条の解約が1件ありましたのでご報告いたします。

報告第2号 農業用生産施設届けについて事務局で今日9日に現地調査を行いましたのでご報告いたします。

申請者は伊佐市菱刈前目、自治会山田に居住されておりますNNさん54歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田の田で、地積は693㎡のうち61.75㎡であり、農地法施行規則第32条第1号（農地の転用の制限の例外）に基づく農業用生産施設届出であります。

NNさんは、水田15,072㎡、畑1,561㎡、計16,633㎡を耕作及び養鶏を営んでおります。

農機具の増台に伴い近隣の実家に隣接する農地に新たに農業用倉庫を建築したいとの事であります。

尚、今回申請は面積が200㎡以下ですが、もし今後増築をする場合に200㎡を超える場合は転用許可申請するように指導及び本人確認はしてあります。

以上のような理由により、本届出は適切であると思われまことを報

告いたします。

議 長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号、「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見
決定のうち所有権移転分について説明いたします。

16ページをお開きください。

整理番号1・2につきましては、あっせんによる所有権移転となります。

整理番号1について説明いたします。

譲渡人は伊佐市大口山野にお住まいのOKさんです。

譲受け人は、伊佐市大口山野にお住まいのMN氏77歳、自治会は石
井で、経営面積は、8,849㎡です。

土地の所在地は、大口山野字川平で、地目は田、面積は906㎡です。

あっせん委員としまして6番委員、9番委員をお願いいたしました。

続きまして整理番号2につきましては説明いたします。

譲渡人は福岡県筑紫野市杉塚一丁目にお住まいのKKさんです。

譲受け人は、伊佐市菱刈市山にお住まいのWH氏31歳、自治会は重
留東で、経営面積は、20,904㎡です。

土地の所在地は、菱刈重留字井之上ほか1筆で、地目は田、面積の合
計は5,375㎡です。

あっせん委員としまして10番委員、17番委員をお願いいたしまし
た。

続きまして利用権設定につきましては説明いたします。

53-1ページの総括表をお開きください。

期間は3年3ヶ月から10年3ヶ月で、面積の合計は、田439,87
8.4㎡、畑92,561㎡の計532,439.4㎡です。

利用権の設定をする者の数72人、設定を受ける者の数27人です。

		土地の明細につきましては、17ページから53ページの整理番号1番から114番のとおりです。 皆様のご審議方よろしくお願いいたします。
議	長	只今事務局の報告が終わりました。 委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
	16番委員	はい。
議	長	16番委員。
	16番委員	貸人、公益社団法人伊佐農業公社、借人の株式会社YSとなって権利区分使用賃借権と書いてございますが、これは人・農地プランと関係あるのですか。
議	長	事務局。
事	務	局
		これは、国の経営所得安定対策事業で、農政課が担当しております規模拡大交付金で、経営所得安定対策加入者が、農地保有合理化法人（伊佐市は、公益社団法人伊佐農業公社であります。）を通じて、面的集積するために利用権を取得した農地の面積に応じて、10a当たり2万円が交付される事業であります。 6年以上の利用権の設定で、2月末まで公告が行われたものが対象です。
議	長	他に質問はないですか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですので、お諮りいたします。 議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議長 整理番号1番・2番については、譲受人が同一人ですので一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。
17番委員。

17番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番・2番は譲受人が同一人ですので一括して報告いたします。

現地調査を15日に行いました。

整理番号1番の譲渡人のKTさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字宮之前外2筆で、地目は田、地籍は合計4,255㎡であります。

譲受人のKKさんは、年齢は60歳、親子関係で贈与であります。

整理番号2番の譲渡人のBHさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留南で、年齢は92歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字井之上で、地目は田、地籍は907㎡で、所有権売買であります。

譲受人のKKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され自治会は重留西で、年齢は60歳です。

受け人の経営面積は、5,181㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約1キロ以内にあり、現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議長 17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号1番、2番について、17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番、2番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 4番委員。
4番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る1月19日に、現地調査いたしましたので4番が報告いたします。 申請人、OKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は荻原で、年齢は79歳です。 渡人、HHさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は門前で、年齢は84歳です。 申請地は、伊佐市大口曾木字荻原、地目は畑、地籍は1, 126㎡で、売買であります。 受人の経営面積は、11,968㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は2名で、通作距離は自宅よりは300m位の所にあり、現況は良く管理された畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。
議	長	4番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号3番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>19番委員。</p>
19番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る1月15日 現地調査を行いましたので、19番が報告いたします。</p> <p>申請人、KYさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は田原で、年齢は71歳であります。</p> <p>渡人TKさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、自治会は木ノ氏で、年齢は76歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字柳ヶ丸で、地目は田、地籍は1, 734㎡で、売買であります。</p> <p>受人の経営面積は同居の姉より水田5,500㎡を使用権貸借で借用され、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は、自宅より500m位で、現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等も完備されておりました。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終ります。</p>
議	長	<p>19番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号4番について、19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、許可が決定しました。</p>

議	長	整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。 11番委員。
11番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る1月13日に、KOさん立会のもと現地調査いたしましたので11番が報告いたします。</p> <p>申請人で譲受人KOさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は諏訪で、年齢は64歳です。</p> <p>渡人、USさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は61歳で、自治会は後村です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口曾木字富塚、地目は畑、地籍は891㎡と、富塚、地籍は782㎡の2筆合計1,673㎡であります。</p> <p>Kさんは、所有権移転売買により経営規模の拡大です。</p> <p>受人の経営面積は、712㎡ですが、経営基盤強化促進農用地利用集積で5,991㎡となり、取得可能面積であり、農業従事者は2名で、通作距離は自宅よりは600m位の所にあり、現況は良く管理された畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。</p>
議	長	<p>11番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号5番について、11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、許可が決定しました。</p>
議	長	整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 14番委員。

1 4 番 委 員	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 6 番について、去る 1 月 1 5 日 申請人 WH 氏立ち会いのもと現地調査を行ないましたので 1 4 番が報告をいたします。</p> <p>申請人で譲渡人、KK 氏は、伊佐市菱刈徳辺に居住され、自治会は小路で、年齢は 7 9 歳です。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住の WH さん、自治会は重留東で、年齢は 3 1 歳です。</p> <p>経営面積は 1 2 0, 9 0 4 m²で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は 2 名です。</p> <p>今回は、売買による所有権移転の申請です。</p> <p>申請地は、菱刈重留字井之上、地目は田、面積は 1, 0 0 3 m²で、自宅より 5 分ぐらいの所に位置しています。</p> <p>所在地は、J A 北さつま菱刈給油所より東北に 5 0 0 m 位の所に位置しております。</p> <p>申請地の周囲の状況は、東側は農道、南・西・北側は田で、日照条件も良く、良く管理されていまして。</p> <p>WH さんは、耕作意欲もあり規模拡大で、夫婦で農業に従事されていまして。</p> <p>農機具等は全て完備されておりました。</p> <p>添付書類として全部事項証明書・字図等全て揃っております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議 長	<p>1 4 番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということですので、お諮りします。</p> <p>整理番号 6 番について、1 4 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号 6 番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号 7 番について、担当委員の調査報告を求めます。</p>

20番委員。

20番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る13日に現地調査を行いましたので、20番が報告いたします。

申請人THさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は木崎で、年齢は50歳であります。

渡人はKKさん、伊佐市大口大田に居住され、自治会は里町で、年齢は86歳であります。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下で、地目は田で、面積は443㎡他2筆で、合計面積が2,026㎡を売買で取得するものであります。

受人の経営面積は82,669㎡で、取得可能面積であります。

専業農家で農業従事者は3名であります。

通作距離も自宅より南へ1キロ位の所で、現況は良く管理された水田であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしく願ひしまます。

議 長 20番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りしまます。
20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定しまました。

議 長 整理番号8番は取下げ申請が出されまました。

議 長 整理番号9番について、担当委員の調査報告を求めまます。
11番委員。

議 長	<p>この議案は16番委員が譲受人となっていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>それでは、16番委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(16番委員退席)</p>
11番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る1月13日に、渡人UMさん、譲受人MRさん立会のもと、現地調査いたしましたので11番が報告いたします。</p> <p>申請人で譲受人MRさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は下殿で、年齢は66歳です。</p> <p>渡人、UMさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は下殿で、年齢は71歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口下殿字権現原、地目は畑、地籍は604㎡で、Mさんは、所有権移転売買により経営規模の拡大です。</p> <p>受人の経営面積は、10,808㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約200m位の所にあり、現況は良く管理された畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。</p>
議 長	<p>11番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号5番について、11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号9番は、許可が決定しました。</p> <p>ここで、16番委員の入室をお願いします。</p>

(16番委員着席)

- 議長 整理番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。
3番委員。
- 3番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る1月11日に申請人の代理人〇司法書士立会のもと、現地調査を行いましたので3番が報告いたします。
申請人TTさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は戸切で、年齢は63歳であります。
譲渡人の、TSさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は79歳であります。
申請地は、伊佐市大口里字耳田原、地目は田で、面積は1,274㎡であります、
徳永さんは、所有権移転売買により経営規模の拡大です。
所在地は国道268号線の林建設の事務所から小水流方面へ約500m位の所で、北側市道を挟み田、西側畑、北側田、南側市道であります。
現況は良く管理された水田であります。
受け人の経営面積は、72,292㎡で取得可能面積であります。
経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。
- 議長 3番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号10番について、3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号10番は、許可が決定しました。

- 議長 整理番号11番について、担当委員の調査報告を求めます。
1番委員。
- 1番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号11番について、去る1月15日に、OSさん立会のもと現地調査いたしましたので1番が報告いたします。
申請人で受人、OSさんは、伊佐市菱刈田中、自治会は田中上で、年齢50歳、職業農業です。
渡人住所、大阪府四条畷市清滝新町にお住まいのOTさんです。
申請地は、菱刈田中字宮牧、地目は畑で、面積は1,063㎡です。
受人の経営面積は184,316㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は4名です。
法律関係は義理の伯母さんからの贈与で、今までもこの畑はOさんが管理されていました。
申請地の位置は、伊佐錦の工場から東に約1キロ位の所です、良く管理された畑で、東・西は民家、南・北は道路です。
経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として全部事項証明書・字図、その他必要書類は全て揃っております。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りします。
1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号11番は、許可が決定しました。
- 議長 整理番号12番について、担当委員の報告を求めます。

		16番委員。
16番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号12番について、去る1月13日に、受人IHさん立会のもと現地調査を行いましたので16番が報告いたします。</p> <p>申請人IHさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、自治会は金波田下で、年齢は53歳であります。</p> <p>渡人、MTさんは、伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田下で、年齢は81歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口金波田字中牟田で、地目は田、地積は2,410㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は18,091㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅より700m位の所で、現況は良く管理された水田であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>16番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りします。</p> <p>16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号12番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号13番、14番、15番については、譲受人が同一人ですので一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>10番委員。</p>
10番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち

	<p>10番委員 整理番号13番、14番、15番については、譲受人が同一人のため一括して報告いたします。</p> <p>去る1月15日 受人の立会のもと現地調査を行いました。</p> <p>受人NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中で、年齢は66歳であります。</p> <p>整理番号13番の渡人は、KNさん、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は薬師で、年齢は66歳であります。</p> <p>この申請地は1枚の畑でありまして、1枚が3筆で3名の持ち主であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字野中、地目は畑、地籍は973㎡であります。</p> <p>整理番号14番の渡人は、STさん、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中で、年齢は71歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字野中地、地目は畑、地籍は625㎡であります。</p> <p>整理番号15番の渡人は、AYさん、伊佐市菱刈田中5に居住され、自治会は田中中で、年齢は59歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字野中、地目は畑、地籍は830㎡であります。</p> <p>通作距離は自宅より200m位の所に位置しています。</p> <p>受人NYさんの経営面積は31,731㎡で、取得可能面積で、農業従事者は4名で、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、田中上公民館から東に約500m位の位置している所で、現況は良く管理された畑で、経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。</p>
議 長	<p>10番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号13番、14番、15番について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手。
よって整理番号13番、14番、15番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号16番について、担当委員の調査報告を求めます。
12番委員。
- 12番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号16番について、去る1月15日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。
申請人、KZさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で、年齢は54歳です。
渡人、MRさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会田中下で、年齢は91歳です。
申請地は、伊佐市菱刈市山字サイノ神で、地目は畑、地籍は1, 376㎡で、売買であります。
申請地の位置は、田中小学校より北西へ150m位の所に北部簡易水道があり、そこより北に50mの所であります。
受人の経営面積は、5,677㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約1キロで、現況は良く管理された茶畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
以上で報告を終りますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。
- 議 長 12番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号16番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。

		よって整理番号16番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号17番、20番については、譲受人が同一人ですので一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。 20番委員。
	20番委員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号17番、20番については、譲受人が同一人のため一括して報告いたします。 去る10日に受人HFさん立会のもと、現地調査を行いましたので20番が報告いたします。 受人HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は鉱業所で、年齢は75歳であります。 整理番号17番の渡人は、MYさん、大口小木原に居住され、自治会は小木原中で、年齢は77歳であります。 申請地は、大口小木原字永山で、地目は田で、面積は720㎡他5筆で、合計面積が7,355㎡を売買で取得するものであります。 整理番号20番の渡人は、ITさん、大口牛尾に居住され、自治会は奈良野で、年齢は74歳であります。 申請地は、大口牛尾字諏訪脇で、地目は田で、面積は472㎡を、売買で取得するものであります。 受け人の経営面積は、205,779㎡で、取得可能面積であります。 専業農家で農業従事者は2名であります。 通作距離も自宅より西へ1キロ位の所で、現況は良く管理された水田であります。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。
議	長	20番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を

求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。
よって整理番号17番、20番は、許可が決定しました。

議

長

整理番号18番、19番については、譲受人が同一人ですので一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。
2番委員。

2番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号18番、19番については、譲受人が同一人のため一括して報告いたします。

去る1月16日、現地調査を行いましたので2番が報告いたします。

申請人MYさんは、伊佐市大口渕辺に居住され、自治会は渕辺で、年齢は67歳であります。

整理番号18番の渡人NHさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は戸切で、年齢は58歳であり、申請人とは親戚関係にあります。

申請地は、伊佐市大口渕辺字前田の2筆で、地目は田、地籍は合計1,500㎡で、所有権移転贈与であります。

整理番号19番の渡人NHさんは、伊佐市大口渕辺に居住され、自治会は渕辺で、年齢は81歳であり、NHさんの母親であります。

申請地は、伊佐市大口渕辺字前田の2筆で、地目は田、地籍は合計2,108㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は55,124㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は3名で、通作距離は、自宅より南東500m位で、現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議

長

2番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号18番、19番について、2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号18番、19番は、許可が決定しました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数20件について、1件の取り下げ、19件の許可が決定しました。

ここで、しばらく休憩します。なお、休憩時間は5分程度といたします。

● 休 憩 10時10分

● 再 開 10時15分

————— 議案第3号 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開催いたします。
議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
2番委員。

2 番 委 員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、2番委員が調査の結果を報告いたします。

去る1月15日、6番委員・9番委員と私2番委員で共同調査いたしました。

申請人STさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は82歳であります。

除外目的は高齢により耕作出来ず畑の維持が困難なため山林に転用し土地の維持管理を行うのであります。

申請地は、伊佐市大口平出水字小原野他2筆で、地目は畑、地籍は合計8,905㎡で現況は畑であります。

申請地の位置は、築瀬牧場から西に1キロ位に位置しており東西南北全て山林になっております。

除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の

利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。

以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長 2番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
2番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
14番委員。

14番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号2番について、去る1月15日に申請人UTさん立会のもと、1番委員・15番委員と私14番委員の3人で共同調査いたしましたので、私14番委員が報告いたします。

申請人UTさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は62歳で、自治会は新拓であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字弓掛他2筆で、地目は畑、地籍は合計3,566㎡であります。

除外目的は、山林に転用予定で、高齢により耕作出来なため申請であります。

除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。

申請地の位置は、楠本川溪流公園から南に約600m位に位置してお

		<p>り南側は山林、東側は畑、北側は道路、西側は山林であります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類等が添付されています。</p> <p>調査の結果、3名の調査委員の意見において、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議	長	<p>14番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>14番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>8番委員。</p>
8番委員		<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号3番について、行政書士TRさん立会のもと、去る1月15日に、私8番委員と18番委員で調査いたしましたので報告いたします。</p> <p>申請人はHTさんで、年齢は83歳、伊佐市大口里に居住されておられます。</p> <p>申請地は、伊佐市大口字羽祢田島、地目は田、地籍は377㎡であります。</p> <p>申請地は、大口高校の北約300mに位置し、東側は宅地、南側は4階建ての警察の官舎、西側は市道、北側は田であります。</p> <p>地目は田ですが現況は畑で、利用目的変更がすでに出されているとのこと</p> <p>除外目的は、社会福祉法人で運営されている保育園の駐車場として利用したいため、社会福祉法人の理事長の奥さんである地権者のHTさんが、除外申請をされるものであります。</p> <p>面積も妥当であり、農用地区域外代替地の検討結果も検討されました</p>

- 8 番 委 員 長 が当申請地は妥当と思われます。
 除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。
 添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されています。
 調査の結果、調査委員の意見において、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。
 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。
- 議 長 8 番委員の調査報告が終わりました。
 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
 (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
 8 番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
 よって整理番号 3 番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号 4 番について、担当委員の調査報告を求めます。
 6 番委員。
- 6 番 委 員 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号 4 番について、去る 1 月 15 日、申請人の YM さん立会のもと、2 番委員・9 番委員と私 6 番委員で調査いたしましたので 6 番が報告いたします。
 申請人 YM さんは、伊佐市大口平出水にお住まいの、自治会は日東で、年齢は 59 歳あります。
 現在肉用牛 1,000 頭を飼育されている専業農家であります。
 申請地は、伊佐市大口平出水字小野原で、地目は畑、面積は 4,599 m²であります。
 除外目的は将来太陽光発電施設の建設であります。
 申請地は左右山林に囲まれ、平出水より出水市に抜ける日東の市道の左に位置しています。
 除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の

6 番 委 員	<p>利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。</p> <p>以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、変更申請書、その他必要書類が添付されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>	
議	長	<p>6番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>6番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>6番委員。</p>
6 番 委 員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号5番について、去る1月15日、申請人のYMさん立会のもと、2番委員・9番委員と私6番委員で調査いたしましたので6番が報告いたします。</p> <p>申請人YMさんは、伊佐市大口平出水にお住まいの自治会は日東で、年齢は59歳あります。</p> <p>現在肉用牛1,000頭を飼育されている専業農家であります。</p> <p>申請によりますと電気代が年間600万円以上掛かるという事で、今回の除外目的は太陽光発電施設し経費が少しでも軽減されたと申請されました。</p> <p>申請地は、伊佐市大口平出水字小野原、地目は畑、合計面積は6,390㎡であります。</p> <p>除外目的は将来太陽光発電施設の建設であります。</p> <p>申請地は、平出水より出水市に抜ける日東の市道の右に位置し自宅の隣であります。</p>	

6 番 委 員	<p>除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。</p> <p>以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、変更申請書、その他必要書類が添付されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>6番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということですので、お諮りします。</p> <p>6番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>11番委員。</p>
1 1 番 委 員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号6番について、去る15日、申請人のDTさん、鹿児島よりT行政書士立会のもと、5番委員・19番委員と私11番委員で、共同調査いたしましたので11番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口牛尾にお住まいのDTさん、年齢は80歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口小木原字日勝山、地目は畑、面積13,732㎡他4筆で、合計面積22,656㎡であります。</p> <p>申請地の位置は、牛尾より十曾に向かう道路の中間点牛尾側に近い位置で道路沿いであります。</p> <p>現況は畑で、昨年までKさんが利用権設定でサツマ芋を作付されており良く管理された畑でした。</p> <p>その中に、地目で山林、原野等が含み除外後合計11筆の40,74</p>

1 1 番委員	<p>0 m²に太陽光発電施設の設置をされています。</p> <p>周囲の状況は、北側申請人の住宅、南、西は山、東は道路を挟んで整理番号7番の申請地です。</p> <p>当申請は具体的な転用計画があり、農用地の外周部とも接続もありません。</p> <p>除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。</p> <p>以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、変更申請書、その他必要書類が添付されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議	<p>長 1 1 番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>1 1 番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	<p>長 整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>1 1 番委員。</p>
1 1 番委員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号7番について、去る15日、申請人のDTさん、鹿児島よりT行政書士立会のもと、5番委員・19番委員と私11番委員で共同調査いたしましたので11番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口牛尾にお住まいのDTさん、年齢は80歳あります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口牛尾字日上野原、地目は畑、面積471 m²他15筆で合計面積13,041 m²であります。</p>

- 1 1 番 委 員 申請地の位置は、牛尾より十曾に向かう道路の中間点牛尾側に近い位置で道路沿いであり、先程の整理番号6番の隣で道路を挟んで牛尾字と小木原字に分かれているそうです。
- 周囲の状況は、北側は畑、南、東は山、西は道路を挟んで整理番号6番の申請地です。
- 当申請は具体的な転用計画があり、農用地の外周部とも接続もありません。
- 除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。
- 以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。
- 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、変更申請書、その他必要書類が添付されています。
- 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。
- 議 長 1 1 番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1 1 番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。
4番委員。
- 4 番 委 員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号8番について、去る1月15日、申請人のMMさん、行政書士のMさん立会のもと、1 1 番委員・1 9 番委員と私4番委員の3人で共同調査いたしましたので私4番が報告いたします。
申請人は、伊佐市大口大田にお住まいのMMさん、年齢は5 3 歳あります。

- 3 番 委 員 申請地は、伊佐市大口小川内字上場、地目は畑、地籍は1, 438㎡
他4筆で合計面積18, 162㎡であります。
除外目的は将来太陽光発電施設の建設であります。
申請地の位置は、山野西小学校跡地の西側に位置し、南側は山林、東側は学校跡地、北側は山林、西側は原野で周囲に与える影響は無いと思
います。
以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当
と判断いたしました。
添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、その他必要書類が添
付されています。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。
- 議 長 4番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
4番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙
手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除
外・編入申出の意見決定について、申請件数8件について、意見の決
定8件が決定しました。
- 議案第4号 —————
- 議 長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、整理
番号1番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。
- 3 番 委 員 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定のうち、整理番
号1番について、去る15日、6番委員、20番委員、3番委員3名で
現地調査をいたしましたので報告をいたします。
申請人THさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢66歳、自治会

- 3 番 委 員 は重留西であります。
- 申請地は、菱刈前目字屋敷前、畑、面積337㎡で、農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。
- この土地については、以前駐車場で申請され使用しておりましたが、12月太陽光施設の工事をされるのが分かり指導に事務局より行かれ、本人もびっくりし、農地法を熟知していなくてすごく反省され、また今回事業変更と言う理由により、始末書を付けて申請されたものであります。
- 申請地は、菱刈まごし温泉センターから西側に500m位に位置し、県道出水菱刈線の道路の南側10m位に位置しております。
- 東側水路、西、南側畑、北側宅地であり周囲に与える影響は無いと思われれます。
- 変更目的は、太陽光発電施設で、パネル設置枚数は120枚、パネル設置総面積は337㎡であります。
- 添付書類として、事業計画変更申請、始末書、字図、残高証明書等が添付されております。
- 以上のようなことから、3名で協議しました結果事業計画の変更はやむおえないものと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
- 議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
3番委員の調査報告のとおり、決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、報告の通り決定しました。
- 議 長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、申請件数1件については、1件が決定しました。
- 議案第5号 —————
- 議 長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並

びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

3番委員。

3 番 委 員

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、去る1月15日に、申請人KAさん立会のもと、13番委員と20番、私3番委員、の3名で現地調査を行いましたので3番が調査報告いたします。

申請人KAさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は下元町、年齢は67歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口里字丸尾山番地外3筆で、地目は畑、地籍は4筆合計1,332㎡であります。

太陽光発電施設を建設したいとの事であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、忠元公園の西側で、H建設のO電子寮の東側の道を挟んで隣で、東側忠元公園、南側は畑、西側H建設の施設、北側宅地であります。

周囲に与える影響は無いと思われまます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は168枚、パネル設置総面積は1,332㎡を予定しているそうです。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除に関する計画書及び誓約書、資金証明書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

3番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

- 議 長 整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
12番委員。
- 12番委員 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について去る1月15日に、17番委員、事務局、私12番で、申請人ISさん立会のもと、共同調査を行いましたので12番が報告いたします。
申請人ISさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は83歳で、自治会は五色であります。
申請地は、伊佐市菱刈前目字神之小野で、地目は畑、地籍は3,669㎡であります。
農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。
転用目的は、山林であります。
申請地の所在地は、菱刈庁舎より北に約6キロ位に位置し、周りは四方山林であります。
平成20年頃木を植栽してしまったという事で、始末書を提出されております。
転用目的は、山林であります。周りに与える影響無いと思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図、始末書等が提出されております。
調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。
- 議 長 12番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
12番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 9番委員。</p>
9 番 委 員	<p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について去る1月15日に、2番委員、6番委員、私9番委員で共同調査を行いましたので、私9番が報告いたします。</p> <p>申請人のMSさんは、伊佐市大口大田に居住され、専業農家であり、年齢は31歳、自治会は郡山であります。</p> <p>申請地は、大口小木原字熊ヶ迫で、地目は畑、面積760㎡です。</p> <p>転用目的は、農家住宅で畜舎の隣接でもあり、牛を考えた場合牛舎近くの申請地が、最も適していると考え申請されたものです。</p> <p>汚水処理、生活雑排水は合併浄化層を設置するとの事で、周囲に与える影響無いと思われます。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、字図、平面図、配置図、被害防除に関する計画書及び誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果この申請については3名の調査意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方の審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>9番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 9番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数3件については、意見の決定並びに許可及び諮問3件が決定しました。</p>

- 議 長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員。
- 20番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る15日に申請人のTMさん立会のもと、3番委員、13番委員、私20番の3人で調査いたしましたので、20番が報告いたします。
受け人は、伊佐市大口木ノ氏に居住されているTMさん、自治会は木ノ氏で、年齢は72歳であります。
譲渡人は、伊佐市大口木ノ氏に居住されているYHさん、自治会は木ノ氏で、年齢は82歳であります。
本申請は所有権移転売買で、転用目的は植林をするとの事です。
申請地の所在地は、伊佐市大口大田字ツツジ山で、地目は畑、地積は379㎡であります。
農地区分は、第2種農地その他農地となっております。
申請地の周囲は、南側山、東側道路、北側受人の銀杏の畑、西側山であり、周囲に与える影響は無いものと思われまます。
添付書類として、全部事項証明書等が提出されております。
調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終わります。
- 議 長 20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
20番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長	整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
	17番委員。
17番委員	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について、去る1月15日、申請人の有限会社KのHさん立会のもと、12番委員、事務局、私17番委員の3人で共同調査を行いましたので、私17番が報告いたします。
	譲受人は、鹿屋市串良町有里の有限会社K代表取締役OTさんであります。
	譲渡人は、宮崎市中西町に居住されています、MKさんであります。
	申請地は、伊佐市菱刈重留字大橋口で、地目は田、地積は541㎡です。
	本申請は、所有権移転売買で、転用目的は貸店舗及び貸駐車場を設置するものであります。
	他に譲渡人が3名おられ、地目は田、地積は合計5筆で1,976㎡です。
	賃借権で、転用目的は貸店舗及び貸駐車場を設置するもの申請が、譲渡人は、伊佐市大口重留に居住されています、NKさんで、自治会は重留西であります。
	申請地は、伊佐市菱刈重留字大橋口で、地目は田、地積は491㎡他1筆で合計面積971㎡です。
	農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。
	申請地の所在地は、南側はJA北さつま農協の菱刈給油場、東側が宅地、北側がR、西側が国道268号線で、周囲に与える影響はないものと思われま。
	添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書、土地改良区の意見証明書等が添付されております。
	調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひし。まして報告を終ります。
議 長	17番委員の報告が終わりました。
	委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
15番委員	はい

議 長	15番委員
15番委員	ここに何が出来るのですか、貸店舗と言われたのですが。
議 長	事務局
事 務 局	今Rが申請地の隣にあるのですが、狭いという事で移転をするそうです。
議 長	他に質問は無いですか (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 17番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議 長	整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 16番委員。
16番委員	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る15日に申請人の代理で行政書士のSさん立会いのもと、5番委員、会長、私16番で現地調査いたしましたので16番が報告いたします。 譲受人は、広島県府中市本山町株式会社H代表取締役HM氏であります。 譲渡人は、2人おれられますが、1人が広島県福山市新市町大字戸手にお住まいのHM氏であります。 もう1人HKさん、伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田上、M氏の妹であります。 申請地の所在地は、伊佐市大口金波田字亀牟田外3筆で、地目は畑、地積は合計2,191㎡であります。 本申請は使用貸借権設定で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。 申請地の所在地は、国道267号線を金波田1番口入口から300m

に位置し南北は道路、東西は住宅です。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は406枚、パネル設置総面積は626.7㎡を予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明者、字図、配置図、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。

8番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る15日に申請人で株式会社TのTさん立会いのもと、私8番と13番委員、18番委員で現地調査いたしましたので報告いたします。

申請人で譲受人は、伊佐市大口小木原の株式会社Tさん。

譲渡人は、伊佐市大口小木原にお住まいのUKさん、年齢82歳、自治会は停車場。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸で、地目は畑、地積は1,008㎡となっており現況は高齢になり最近は耕作をされておられません。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、郡山八幡神社より北へ約500mに位置してお

8 番 委 員	<p>り、東側は雑種地、南側は作業場、西側は倉庫、北側は住宅であり、周囲に与える影響はないものと思われます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は200枚、パネル設置総面積は1,008㎡、パネル設置容量は50kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、見積書、預金通帳の写し、汚排水処理確約書、被害防除計画書、位置図、配置図、行政書士のTR氏の委任状が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>8番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>1番委員。</p>
1 番 委 員	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番につきまして報告いたします。</p> <p>調査年月日は、1月14日、調査委員14番委員と15番委員と1番委員で、立会人は、鹿児島市の行政書士のKHさんでした。</p> <p>渡人住所、伊佐市菱刈重留にお住まいのMKさんで、年齢69歳、自治会は重留西です。</p> <p>受人、鹿児島市武岡5丁目のOZさんです。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原、地目は畑、面積は898㎡であります。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設の設置されるものであり、賃借権設定です。</p>

1 番 委 員	<p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、国道268号線のN菱刈店となりであり今までさつま芋が作付された所です。</p> <p>周囲の状況は、東側は道路、西側は雑種地、南側は宅地、北側は畑です。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は168枚、パネル設置総面積は352㎡です。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、住民票、融資予定証明書、事業計画書、害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、委任状が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしなして報告を終ります。</p>	
議	長	<p>1番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>1番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>5番委員。</p>
5 番 委 員	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る1月15日に有限会社KのMさん他1名の立会いのもと、会長、16番委員、私5番委員の3名で共同調査いたしましたので5番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、京都府京都市南区九条室町にありますEK株式会社代表取締役YS氏であります。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口田代にお住まいのNKさんで、自治会は福川で、年齢は62歳であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設を建設される</p>	

- 5 番 委 員 | ものであります。
- 申請地は、伊佐市大口田代字千代川他4筆で、地目は畑、地積は5筆合計5,564㎡となっております。
- 農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。
- 申請地の所在地は、NKさん宅の周囲に位置し、周囲の状況は5筆とも市道に面しておりその周りは山と原野であり、周囲に与える影響はないものと思われます。
- 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は4,000枚、パネル設置総面積は21,863㎡、パネル設置容量は500kwを2台予定しているそうです。なお、パネル設置総面積は畑と山、原野の合計であります。
- 添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、残高証明書、定款、事業計画書、害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が提出されております。
- 調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
- 議 長 | 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 | なしということでございますので、お諮りいたします。
5番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 | 全員挙手。
よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 | 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。
- 16番委員 | 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る1月15日、F建設Y氏立会のもと、5番委員、会長、私16番委員の3名で共同調査を行いましたので、16番が報告いたします。
譲受人NK氏は、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢上であり

16番委員

ます。

譲渡人NA氏は、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢上であり夫婦であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字宮ノ前、地目は畑、地籍は798㎡であります。

本申請は使用賃借権設定で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、鳥巢公民館より北に100mに位置し、東は住宅、西は畑、北は住宅、南は田となっております。

周囲に与える影響は無いと思われませんが雨水は隣に田んぼに流れ込まないようにして下さいとお願いしました。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は184枚、パネル設置面積は452㎡、を予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、残高証明書、定款、事業計画書、害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議

長

16番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りいたします。

16番委員の報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議

長

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請7件のうち、許可及び諮問7件が決定しました。

議案第7号

- 議長 議案第7号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。
- 15番委員 議案第7号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る15日に、申請人Kさん立会のもと、1番委員、14番委員、私15番委員3名で共同調査をいたしましたので報告いたします。
申請人は、KM氏、伊佐市菱刈荒田にお住まいで、自治会は比良であります。
申請地は、伊佐市菱刈前目字立石、地目は畑、面積は5,074㎡です。
非農地となった時期は、平成元年ごろ耕作しなくなったとの事で雑木林化しています。
申請地の位置は、菱刈から湧水町の国道268号線の山田温泉のそばに敬明園がありますがそこから南東に300m位の所であります。
周囲の状況は、周りは山林化しておりました。
農地性は喪失していて、高齢なため農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。
添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。
- 議長 15番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手、
よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。
- 議長 議案第7号 非農地証明願は、1件申請のうち、1件の証明許可が決定しました。

議案第8号

議長 議案第8号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見決定について 事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案としてお配りしました農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見決定について説明をいたします。

12月15日の広報紙と一緒に発送しました農業委員会委員選挙人名簿登載申請書は1月10日が締め切りでした。

現在集計に入っておりますが、集計が終わりますと集計表と申請書を市の選挙管理委員会へ1月31日までに農業委員会から送付することになっております、その際に申請者の選挙権の有無について農業委員会の意見を送付するため、今回意見を求めるものであります。

(経過・内容説明)

議長 今事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

16番委員 はい

議長 16番委員。

16番委員 今年は選挙が無いという事で申請書を提出しなかったが、来年か再来年は選挙があるので申請をしたいという場合に、このデータ表がない場合、来年度申請書が来ない場合があるのですか、申請案内が行くのですか。

議長 事務局

事務局 1年毎に申請することになっています、電算の中には10a以上、耕作しておれば、選挙権ありで残っていますから来年は来年で出す事になります。

選挙権はいらぬから毎回、毎回出してくれるなど申請書の書いてこられた方については、気をつけております。

議長 委員の皆さん、他にご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
事務局の説明のとおり農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見が決定しました。

議長 その他 事務局お願いします。

事務局 月例報告です。
最後のページになります。
1月分の月例報告です。
15日を中心に現地調査をやって頂きました。
本日20日が、第10回目の農業委員会の総会でございます。
24日が、1月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。
2月の行事予定ですが、14日を中心に現地調査をお願いします。
19日が、第11回目の農業委員会の総会になります。
議会の日程の関係で、1日早くなっています。
26日が、2月の定例常任議員会議になります。
以上です。

事務局長 これで、平成25年度第10回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前11時45分

上記のように会議の顛末を記載して、その内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

.....

伊佐市農業委員 **15番委員**

.....

伊佐市農業委員 **16番委員**

.....